

令和6年度当初予算ベース 消費税引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

地方消費税(国・地方)は2014年4月1日より5%から8%に2019年10月1日より8%から10%に引き上げられ、地方消費税収は、地方税法の規定により、全て社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

当村の令和6年度当初予算における社会保障関連経費への充当状況については、以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 48,400 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 518,759 千円

単位:千円

区分	事業	経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	うち地方消費税交付金 (社会保険財源化分)
			国県支出金	地方債	その他		
社会福祉	社会福祉事業	120,658	12,341		2,443	105,874	15,184
	障害福祉事業	98,944	70,327			28,617	4,104
	高齢者福祉事業	18,032			5,786	12,246	1,756
	児童福祉事業	76,262	58,492		1,061	16,709	2,396
	小計	313,896	141,160	0	9,290	163,446	23,440
社会保険	国民健康保険事業	20,473	11,150			9,323	1,337
	後期高齢者医療事業	65,790	10,151			55,639	7,979
	介護保険事業	80,463	2,427		1,295	76,741	11,006
	小計	166,726	23,728	0	1,295	141,703	20,322
保健衛生	成人保険事業	2,289	541		477	1,271	182
	母子保健事業	8,616	2,285		34	6,297	903
	疾病予防対策事業	25,574	215		2,243	23,116	3,315
	医療提供体制確保事業	1,658				1,658	238
	小計	38,137	3,041	0	2,754	32,342	4,638
合計		518,759	167,929	0	13,339	337,491	48,400

※ 地方消費税交付金(社会保障費財源化分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。